

## 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることのできる資産（構築物、機械、備品など）をいいます。償却資産を所有している人は、市町村へ申告する義務があります。

どのようなものが償却資産に該当するかについては、P4をご参照ください。

ただし、次の資産については、固定資産税は課されません。

- ・耐用年数1年未満
- ・取得価額10万円未満（注1）
- ・取得価額10万円以上20万円未満（注2）

（注1） 取得に要した経費の全部が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金または必要な経費に算入されたもの

（注2） 法人税法または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの

- ・自動車税
  - ・軽自動車税
- の課税対象となる資産

個人でアパートや貸家の経営をしている人が、緑化施設や駐車部分のアスファルト舗装等をした場合、その費用も償却資産として申告の対象となります。

リース資産については、原則としてリース会社が申告の義務を負いますので、借主の申告は不要です（譲渡条件付のものを除きます）。

なお、事業を行っているが、申告する資産が全くない場合は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載して、申告してください。

### 償却資産の申告制度

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在における資産の状況などを、1月31日までに資産が所在する区ごとに申告していただくことになっています。

## 〈償却資産の評価〉

取得価額を基準とし、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価償却）を考慮して評価します。

### ① 前年中取得のもの

$$\begin{array}{c} \text{〔注1〕} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \left( 1 - \frac{\begin{array}{c} \text{〔注2〕} \\ \text{減価率} \end{array}}{2} \right) = \text{評価額}$$

### ② 前年前取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

#### 〔注1〕 取得価額とは

事業の用に供する資産を購入したとき、その購入価格を指します。機械などで、据付費がかかった場合はそれに要した費用（付帯費）を含みます。

#### 〔注2〕 減価率とは

資産の価値が時の経過によって減少する率で、法人税の「旧定率法」に準じます。